

大磯町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和4年8月8日の人事院勧告を踏まえ、大磯町職員の給料月額の上上げ及び期末手当、勤勉手当の支給月数の見直しを行うため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 大磯町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ア 給料月額の上上げ（平均改定率0.3%増）

(ア) 給料表（1）（事務・技術・消防職員）、給料表（2）（技能労務職員）

- ・ 大学卒の初任給を3,000円、高校卒の初任給を6,300円引き上げるとともに、30歳台半ばまでの職員についても改定を行います。

イ 勤勉手当の上上げ

(イ) 令和4年12月期の支給月数

a 一般職の職員

勤勉手当の支給月数を0.1月分引上げ、1.05月（現行0.95月）に改定を行います。

b 再任用職員

勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ、0.50月（現行0.45月）に改定を行います。

(イ) 令和5年6月期以降の支給月数

a 一般職の職員

勤勉手当：6月及び12月の支給月数をそれぞれ1.00月に改定を行います。

b 再任用職員

勤勉手当：6月及び12月の支給月数をそれぞれ0.475月に改定を行います。

◆ 一般職職員（任期付職員を含む）の支給月数

		6月	12月	計	合計
令和4年度	期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)	2.40月 (改定なし)	4.40月 (現行:4.30月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行:0.95月)	2.00月 (現行:1.90月)	
令和5年度以降	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.40月
	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月	

◆ 再任用職員の支給月数

		6月	12月	計	合計
令和4年度	期末手当	0.675月 (支給済み)	0.675月 (改定なし)	1.35月 (改定なし)	2.30月 (現行2.25月)
	勤勉手当	0.450月 (支給済み)	0.50月 (現行0.450月)	0.95月 (現行0.90月)	
令和5年度以降	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月	2.30月
	勤勉手当	0.475月	0.475月	0.95月	

(2) 大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ア 給料月額の上上げ

(ア) 教育職給料表(幼稚園教諭)

- ・ 給料表(1)との均衡を基本に改定を行います。

(3) 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

<特定任期付職員>

ア 給料月額の上上げ

- (ア) 1号級について1,000円引き上げる改定を行います。

◆ 特定任期付職員の給料月額

号級	給料月額		増減
	改正前	改正後	
1	375,000円	376,000円	1,000円
2	422,000円	422,000円	0円
3	472,000円	472,000円	0円
4	533,000円	533,000円	0円
5	608,000円	608,000円	0円
6	710,000円	710,000円	0円
7	830,000円	830,000円	0円

イ 期末手当の引上げ

(ア) 令和4年12月期の支給月数

期末手当の支給月数を0.05月分引上げ、1.675月（現行1.625月）に改定を行います。

(イ) 令和5年6月期以降の支給月数

期末手当の6月及び12月の支給月数をそれぞれ1.650月に改定を行います。

		6月	12月	合計
令和4年度	期末手当	1.625月 (改定なし)	1.675月 (現行：1.625月)	3.30月 (現行：3.25月)
令和5年度以降	期末手当	1.650月	1.650月	3.30月

(4) 施行日

ア 給料月額改定

- ・ 公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用とします。ただし、令和4年度分の会計年度任用職員の給与については、現行の規定を適用します。

イ 期末・勤勉手当の改定

- ・ 令和4年度の支給分は、公布の日から施行します。
- ・ 令和5年度以降の支給分については、令和5年4月1日から施行します。